

はじめに

国における、障害者自立支援法の施行により、北海道においても「障害者福祉計画」を策定しており、市町村においても「障害者福祉計画」の策定が義務付けられました。

このことから、当町においても「洞爺湖町障害者基本計画・障害福祉計画」を策定いたしました。

この計画において、「障害者基本計画」は平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の第 1 次計画、「障害福祉計画」は平成 19 年度から平成 20 年度までの 2 年間の第 1 期計画の期間としています。

策定については、国・北海道の障害者関連計画との整合性を考慮したなかで、洞爺湖町まちづくり総合計画の基本目標である「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」に視点をおき、本計画のビジョンを「住む人も訪れる人も全ての障害者が安心して過ごし暮らせるユニバーサルタウン洞爺湖」といたしました。

本計画の内容は、ノーマライゼーションの理念に基づき、施設の整備やバリアフリー化、障害者の社会参加の促進など、障害者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し、障害者福祉の基本指針として定めたものです。

今後は、町民の温かいご理解のもとに、本計画の実現に向けての施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力を賜りました策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご要望を寄せいただいた多くの障害者ご本人やご家族の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成 19 年 3 月

洞爺湖町長 長 崎 良 夫